

静岡市告示第 510号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による静岡市清水庁舎の移転新築計画に関する住民投票条例の制定の請求を令和 2 年 7 月 13 日に受理したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 1 項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 13 日

静岡市長 田 辺 信 宏



1 請求代表者の住所及び氏名

静岡市清水区青葉町 13 番 22 号	神戸 孝夫
静岡市清水区西久保 300 番地の 12	富田 英司
静岡市清水区堂林二丁目 1 番 2 号	望月 勝
静岡市葵区昭府一丁目 16 番 4 - 3 号	阿部 浩基
静岡市葵区北安東一丁目 30 番 12 号	高木 桂藏
静岡市駿河区曲金七丁目 2 番 58 - 705 号	長倉 正昭
静岡市駿河区池田 2252 番地の 3	林 弘文

2 請求の要旨

別紙のとおり

請求の要旨

静岡市で進行中の清水庁舎整備計画は、津波浸水想定区域内にある築 36 年の清水庁舎を、長寿命化の検討を十分に行わないまま解体、同じ津波浸水想定区域内の JR 清水駅東口に移転新築、庁舎解体後の場所には、桜ヶ丘病院を誘致しようとするものです。

市は、まちの活性化の大義のもとに計画を進め、まちの活性化と市民の安心・安全をひとくくりにして、市民に理解を求めています。しかし、私たちにとって、安心・安全の問題は、単独で真剣に論ずるべき最重要課題です。

市は「市民の意見聴取は済んでおり、問題はない」とし、市議会も 9 月定例会市議会で関連議案を可決しましたが、最初に結論ありきともいえる強引な事業の進め方について、多くの市民が納得していないことは、市が自ら実施した市民アンケートやパブリックコメントで寄せられた意見、また、最近行われたマスコミの世論調査でも明らかです。

市が市議会の議決を経て進めようとしている清水庁舎整備計画は、納税者である市民の理解、賛同を得られているのか、最も重要な所に大きな疑問が残ったままになっています。

住民投票は、静岡市の憲法と言われる自治基本条例の第 25 条にもあるように、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を的確に把握するために実施することができるものであり、議会制間接民主主義を補完する制度です。

市が、本計画について市民の意向把握は終わったとするのであれば、ここで、計画に対する賛成、反対の意見にかかわらず、今一度、市民の意向確認を行うべきではないでしょうか。

以上のことから、静岡市清水庁舎の移転新築計画について、静岡市民にその是非を問う住民投票条例の制定を求めます。